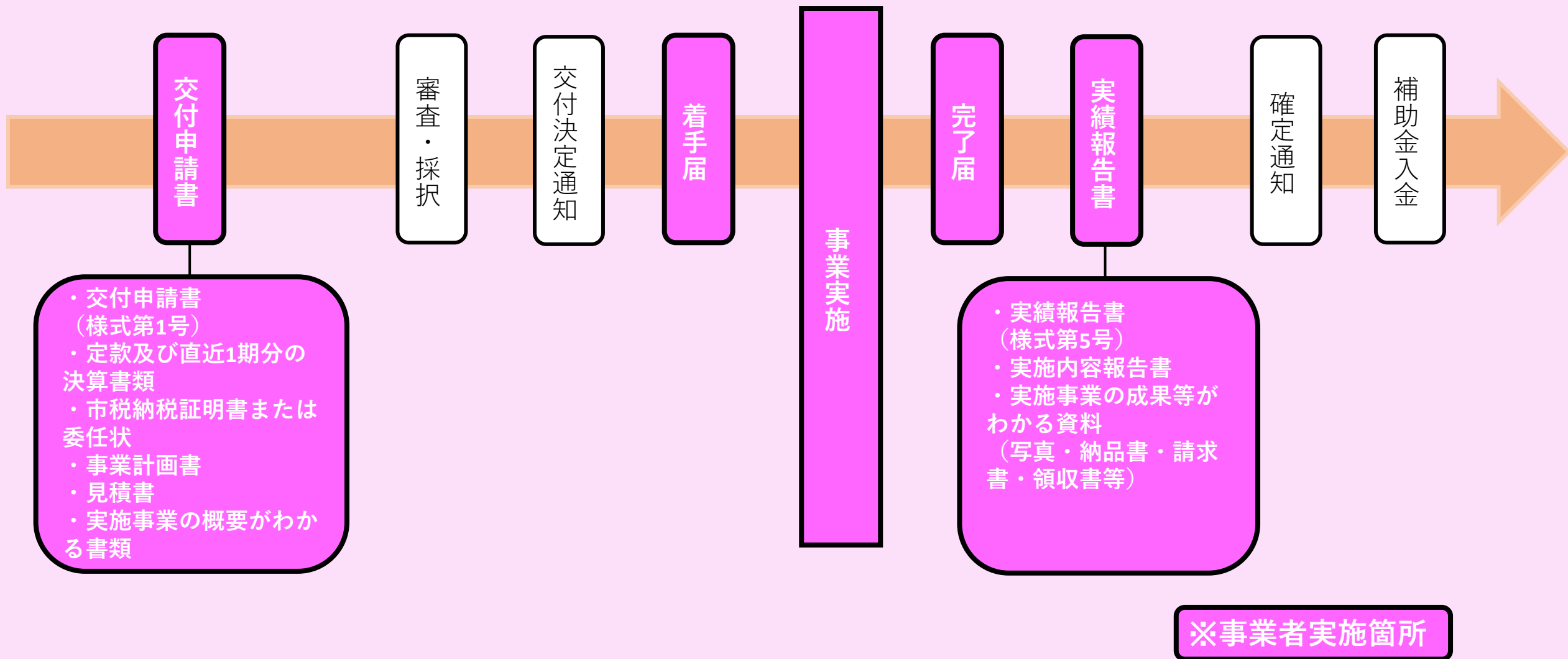


補助事業の流れ



補助対象経費に関する注意事項

- ・ 発注の際は、2社以上から見積を取得するなどして、必要最低限の金額で発注をしてください。
- ・ 契約や発注行為は、交付決定日以降に行ってください。
- ・ 支払いは、事前に申請した補助期間内に行ってください。
- ・ 消費税等の公租公課は補助対象経費となりません。
- ・ 補助金で取得した設備を処分（売却、廃棄、担保の設置等）した場合、補助金を返還していただくことがあります。